

# 居住地特例について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

## 現状・課題

- 障害福祉サービス等の支給決定は、原則として、障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行うこととされているが、障害者が障害者総合支援法に規定する特定施設に該当する施設に入所した場合、施設所在市町村の財政負担を軽減する観点から、その支給決定は当該施設入所前の市町村が実施することとされている。(居住地特例)
- 令和2年の地方分権改革に関する提案において、介護保険施設等の入所者が障害福祉サービスを利用する場合、①介護保険施設等が所在する市町村に障害者福祉に関する財政的負担が集中する、②利用申請手続を行う市町村が介護保険サービスと障害福祉サービスで異なり、利用者の負担になっているとの問題意識から、障害者総合支援法において、介護保険施設等を居住地特例の対象に含めるよう提案があった。
- これを受け、昨年12月18日に閣議決定された「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「介護保険施設等の入所者の状況等についての実態調査の結果等を踏まえつつ、介護保険施設等を対象とすることについて検討する。その上で、社会保障審議会での議論を踏まえ、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされた。
- 介護保険施設等入所者を対象に調査したところ、障害福祉サービス利用者のうち、障害福祉サービスの支給決定を行う市町村と介護保険の保険者が異なる者の割合は約5%という結果となり、提案にあるような事例を確認できた。

## 検討事項（論点）

- 介護保険施設等を居住地特例の対象としてはどうか。また、対象とする介護保険施設等は介護保険制度の住所地特例の対象施設等(※)と同様とする方向で検討してはどうか。

※ (1) 介護保険3施設

：特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

(2) 特定施設(地域密着型特定施設を除く。)

：有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅を含む)、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

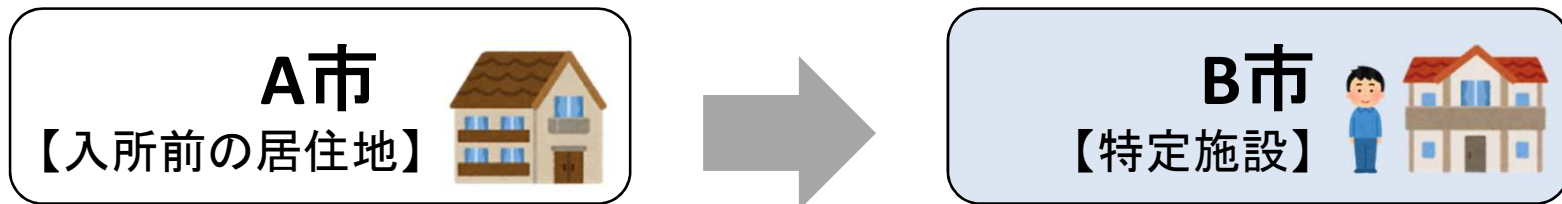
# 居住地特例について

- 障害者総合支援法に規定する特定施設に該当する施設に入所した場合、施設所在市町村の財政負担を軽減する観点から、その支給決定は当該施設入所前の市町村が実施することとされている。(居住地特例(障害者総合支援法第19条))

※特定施設とは、

- ①障害者支援施設
- ②のぞみの園
- ③児童福祉施設
- ④療養介護を行う病院
- ⑤生活保護法第30条第1項ただし書の施設
- ⑥共同生活援助を行う共同生活住居

前提:A市にいた者が、B市の特定施設に入所した場合



**➡ A市が支給決定の実施主体**

※ 入所前の居住地が明らかでない場合は居住地ではなく所在地

# 介護保険サービスにおける住所地特例の仕組み

- 介護保険においては、**地域保険の考え方から、住民票のある市町村が保険者となるのが原則。**
- その原則のみだと介護保険施設等の所在する市町村に給付費の負担が偏ってしまうことから、施設等の整備が円滑に進まないおそれがある。
- このため、**特例として、施設に入所する場合には、住民票を移しても、移す前の市町村が引き続き保険者となる仕組み（住所地特例）**を設けている。

## <制度概要>



## <現在の対象施設等>

- (1) 介護保険3施設
- (2) 特定施設（地域密着型特定施設を除く。）
  - ・有料老人ホーム
  - ・軽費老人ホーム
  - ・養護老人ホーム

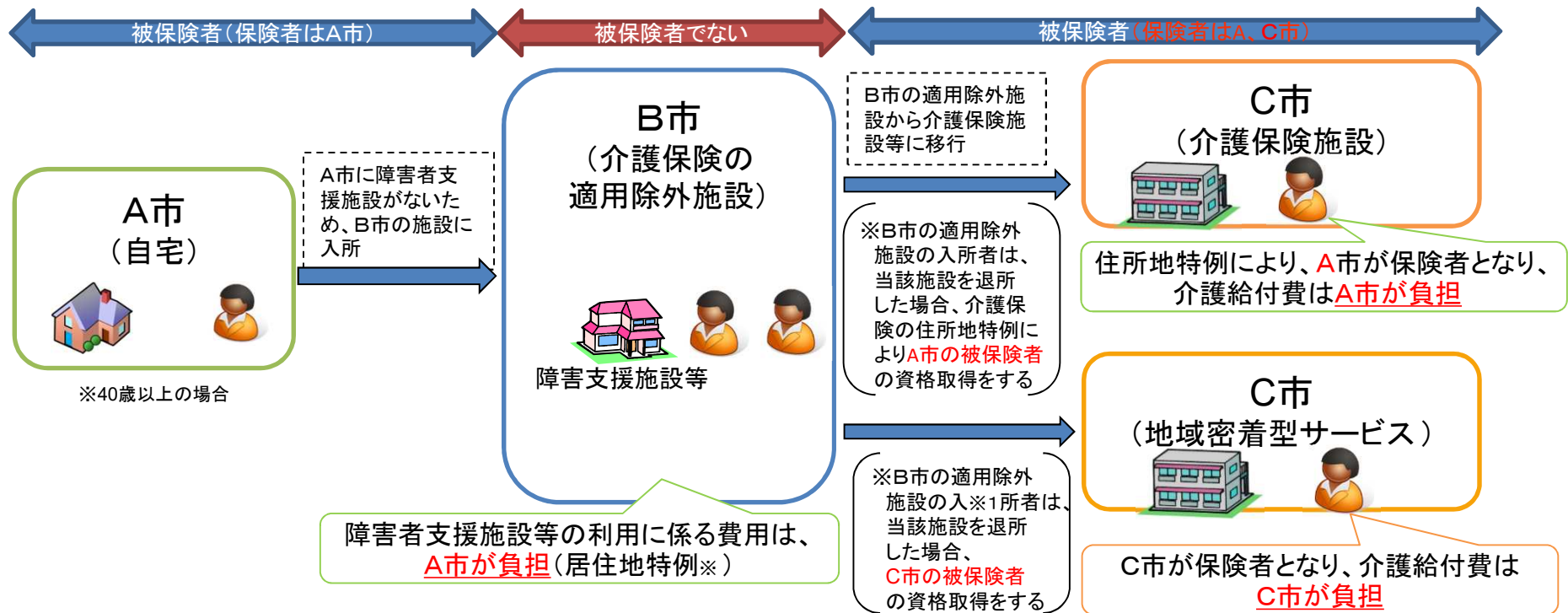
### (参考)

有料老人ホーム：住まいと食事や生活支援サービスを一体で提供。  
介護サービスも同一事業者が提供する場合が多い。

サービス付き高齢者向け住宅：「安否確認」や「生活相談」の提供が必須。  
介護サービスは外部の事業者が提供する。

# 適用除外施設から介護保険施設等へ入所する場合の介護保険者について

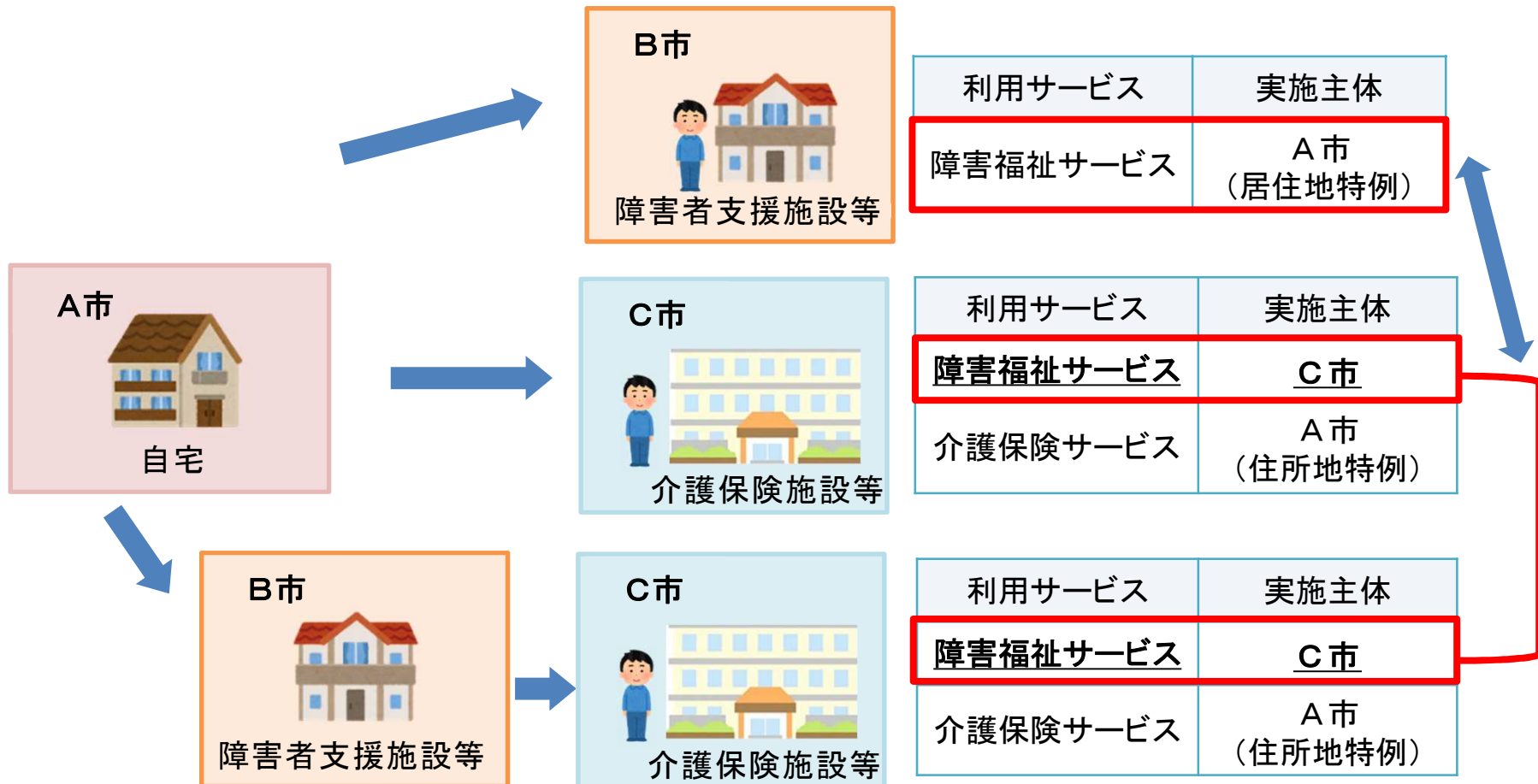
- 障害者福祉制度等では、障害者支援施設等の所在市町村の負担が過度に重くならないよう、障害者支援施設入所前の市町村が、障害福祉サービス等の支給決定を行うこととしている。(居住地特例)
- 平成30年より、介護保険の住所特例の運用の見直しを行い、介護保険の適用除外施設(指定障害者支援施設、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設。以下「障害者支援施設等」という。)から他市町村の介護保険施設に移った場合、当該適用除外施設に入所していた際に、障害福祉サービス等の支給決定を行った市町村を、介護保険の保険者としている。



※1 障害者支援施設等に入所した場合には、施設所在地の負担が過度に重くならないよう、障害福祉サービス等の支給決定は、施設入所前の市町村が行う(居住地特例)。また、生活保護で救護施設に入所する場合に同様の仕組みがあるが、生活保護においては、一部都道府県が保護費を支給する。

# 介護保険施設等入所者に対する障害福祉サービスの支給決定

- 居住地特例の対象である障害者支援施設等に入所する障害者等については、施設入所前の居住地の市町村が支給決定を行うこととされている。
- 一方、介護保険施設等は居住地特例の対象ではないため、介護保険施設等に入所する障害者が障害福祉サービスを利用する場合には、原則通り、居住地である施設の所在する市町村が支給決定を行う。



# 介護保険施設等における居住地特例に関する主な要望等

- 介護保険施設等を居住地特例の対象とすることについては、全国町村会等から要望を受けているほか、令和2年の地方からの提案に関する対応方針において、調査の結果等を踏まえつつ検討した上で、社会保障審議会での議論を踏まえ、令和3年中に結論を得ることとされている。

## 全国町村会からの要望(令和2年7月2日)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」について、居住地特例対象施設に介護施設を追加すること。

## 大都市民生主管局長会議からの要望(令和2年7月)

また、介護保険利用者負担分を障害福祉施策で給付するため、それぞれのサービスを提供する実施機関が同一となるよう、介護保険の居住地特例と障害福祉サービス等の居住地特例を整理すること。

## 16大都道府県障害福祉主管課長会議からの要望(令和2年9月)

自治体の施策として介護保険施設等を拡充させた場合、施設所在地自治体の財政を圧迫することのないよう、自立支援給付の支給決定に係る居住地特例として介護保険法における介護保険施設等も対象とすること。

## 近畿府県障害福祉主管課長会議からの要望(令和2年9月)

介護保険法や老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律等による施設の入居者に自立支援給付を併給する際は、居住地特例の対象となるよう見直されたい。

## 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)(抄)

### (32)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

居宅や障害者支援施設等から他の市区町村に存する介護保険施設等に入所し、障害福祉サービスを利用する場合の居住地特例(19条3項)の適用については、介護保険施設等の入所者の状況等についての実態調査の結果等を踏まえつつ、介護保険施設等を対象とすることについて検討する。その上で、社会保障審議会での議論を踏まえ、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 介護保険施設等の障害福祉サービス利用者数

○ 回答のあった介護保険施設等における障害福祉サービス利用者の実人数の合計は、112人であった。

施設数 障害福祉サービス 利用者の実人数	全体 [n=1,181]	介護老人 福祉施設 [n=403]	介護老人 保健施設 [n=158]	介護療養 型医療施 設・介護 医療院 [n=48]	有料老人 ホーム [n=421]	サービス 付き高齢 者向け住 宅 [n=70]	軽費老人 ホーム・ 養護老人 ホーム [n=81]
合計	112	57	10	1	27	6	11
居宅介護	2	1	0	0	1	0	0
重度訪問介護	1	0	0	0	0	1	0
同行援護	14	1	0	0	9	0	4
行動援護	1	0	0	0	1	0	0
補装具(自立支援給付)	78	47	10	1	12	5	3
生活介護	6	3	0	0	1	0	2
就労継続支援A型	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援B型	3	0	0	0	2	0	1
自立訓練(機能訓練)	2	0	0	0	2	0	0
自立訓練(生活訓練)	2	0	0	0	1	0	1
その他の障害福祉サービス	6	5	0	0	0	0	1

※1人が複数のサービスを利用している場合を含む

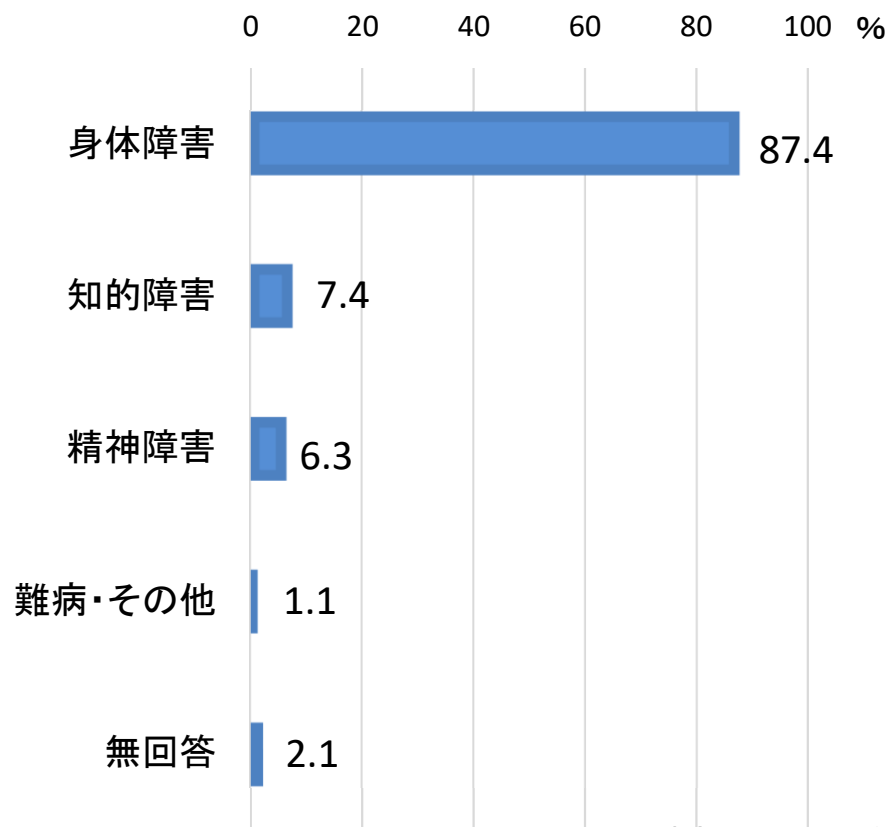
(出典:令和2年度障害者総合福祉推進事業「介護保険施設等における障害福祉サービスの利用者の実態調査」)<sup>8</sup>



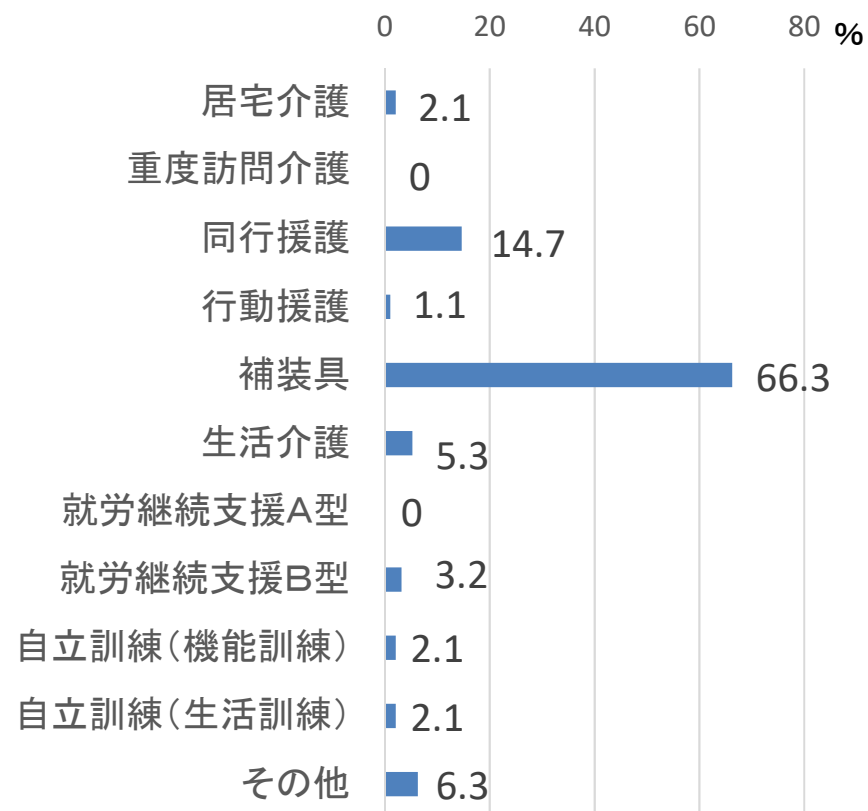
# 介護保険施設等の入所者の障害種別・利用している障害福祉サービス

- 回答のあった介護保険施設等における障害福祉サービス利用者の障害種別は、身体障害が約9割であった。
- 利用している障害福祉サービスについては、「補装具」が66.3%、「同行援護」が14.7%、「生活介護」が5.3%等となっている。

○介護保険施設等における障害福祉サービス利用者の障害種別(複数回答可) (n=95)



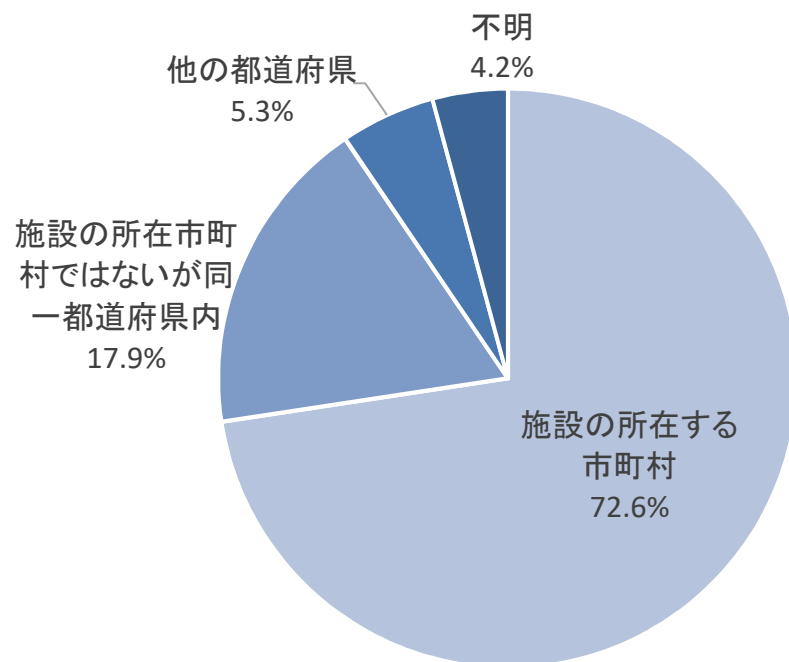
○利用している障害福祉サービス(複数回答可) (n=95)



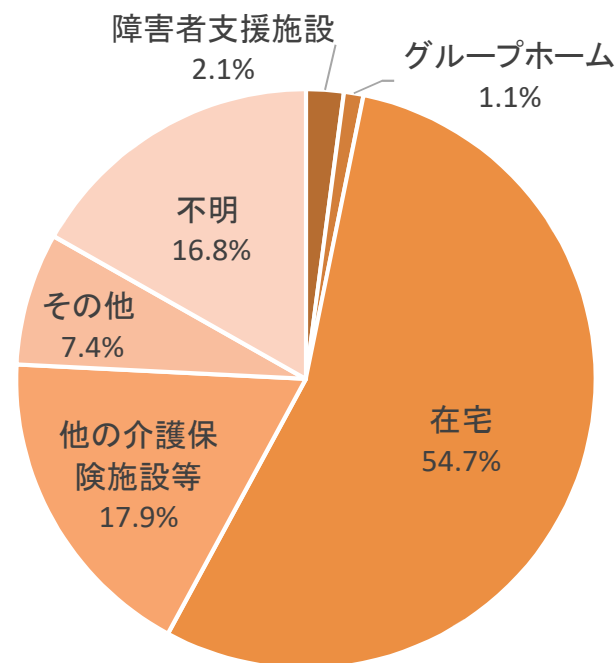
## 介護保険施設等への入所前の居住地等

- 回答のあった介護保険施設等における障害福祉サービス利用者の介護保険施設等入所前の居住地は、「施設の所在する市町村」が72.6%、「施設の所在市町村ではないが同一都道府県内」や「他の都道府県」の施設の所在する市町村以外は23.2%であった。
- 入所前の住まいの形態は「在宅」が54.7%、「他の介護保険施設等」が17.9%となっている。

○入所前の居住地 (n=95)



○入所前の住まいの形態 (n=95)



## 介護保険の保険者と障害福祉サービスの支給決定自治体

- 介護保険施設等の入所者の障害福祉サービス利用者のうち、障害福祉サービスの支給決定を行う市町村と介護保険の保険者が異なる障害者の割合は約5%であった。

介護保険の保険者	障害福祉サービスの支給決定自治体	人数	割合
施設の所在する市町村	施設の所在する市町村	82人	86.3%
	施設入所前に住んでいた市町村	1人	1.1%
	不明	1人	1.1%
施設入所前に住んでいた市町村	施設の所在する市町村	5人	5.3%
	施設入所前に住んでいた市町村	5人	5.3%
	不明	0人	0.0%
不明		1人	1.1%
合計		95人	